

感染症にかかったら

～この冬から病院で証明書が発行されます～

令和元年11月1日から、特定の感染症（※1）にかかった場合、佐野市の病院で発行される証明書を園に提出していただくことになりました。証明書は感染症によって、3種類ありますが、いずれも無料です。証明書が病院で発行されたら、忘れずに園に提出するようにしてください。

証明書の発行から提出までの流れの例

発病



診断



証明書の発行 ※1 証明書は感染症の種類によって次の3種類に分かれます

感染症①

・インフルエンザ
になったら

証明書①

インフルエンザ経過報告書
が発行されます

感染症②

- ・溶連菌感染症
 - ・ヘルパンギーナ
 - ・マイコプラズマ肺炎
 - ・手足口病・水いぼ・とびひ
- 他・RSウイルス感染症
- ・伝染性紅斑（りんご病）・带状疱疹
 - ・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
 - ・突発性発疹症

・アタマシラミ になったら
証明書② 登園・登校届
が発行されます

感染症③ 医師意見書

- ・はしか・風疹・水ぼうそう
- ・おたふくかぜ
- ・咽頭結膜炎（プール熱）

他・百日咳・結核

- ・O157等の腸管出血性大腸菌感染症
- ・急性出血性結膜炎
- ・侵襲性髄膜炎菌感染症・流行性角結膜炎

になったら
証明書③ 医師意見書
が発行されます

証明書①

インフルエンザ経過報告書の流れ

用紙に病名や診断日など、医師が必要事項を記入します。



決められた出席停止期間お休みします。
（報告書に体温を記入してください。）



出席停止期間を過ぎ、体調が良くなったら、保護者が報告書にサインをして持たせ、登園させてください。

証明書② 登園・登校届の流れ

用紙を病院でもらいます。



決められた出席停止期間お休みします。
（感染症の種類によっては出席停止にならないこともあります。）



回復したら、登園・登校届を保護者が記入しサインをして持たせ、登園させてください。

証明書③ 医師意見書の流れ

用紙に医師が必要事項を全て記入し、サインします。



決められた出席停止期間お休みします。



出席停止期間を過ぎ、体調が良くなったら、医師意見書を持たせ（保護者が記入する部分はありません）登園させてください。

佐野市外の病院がかかりつけ医の方は、その病院の様式で診断書を出してもらうようになります。詳しくは、かかりつけ医に、ご相談ください。

